

# 追加資料

【特別職の身分の取扱いについて - 原則】

## 1. 常勤の特別職

区分	身分の取扱い	合併直後の取扱い	人数	暫定委員等の決定方法	暫定委員等の任期	暫定期間終了後等の流れ
町長	失職	職務執行者を選任	1人	4町長のうちから協議により定める	新市長が選挙されるまでの間	
助役	失職	不在 (職務執行者が選任することはできない)	1人			新市長が議会の同意を得て新たに選任
収入役	失職	不在 (職務執行者が選任することはできない)	1人	職務執行者が収入役職務代理者を選任(収入役が欠けたときは必ずその職務代理を置く)	新たに収入役が選任されるまでの間	新市長が議会の同意を得て新たに選任
教育長	失職	選任する	1人	職務執行者より選任された委員の互選により委員長に選任された委員を除く委員のうちから定める	新市の設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで	新市長が議会の同意を得て新たに教育委員を任命してから、当該教育委員会が新たに任命

## 2. 議会議員

議会議員については「議会議員の定数及び任期の取扱い」による。

## 3. 地方自治法により普通公共団体に置かなければならない委員会及び委員

区分	身分の取扱い	合併直後の取扱い	人数	暫定委員等の決定方法	暫定委員等の任期	暫定期間終了後等の流れ
教育委員	失職	選任する	5人	職務執行者が旧委員のうちから任命	新市の設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで	新市長の選挙後最初に招集される議会において、新市長が議会の同意を得て任命最初に任命された委員の任期： 2人は4年, 1人は3年, 1人は2年, 1人は1年
選挙管理委員	失職	選任する	4人	旧委員の互選	新市議会で委員が選挙されるまでの間	新市長の選挙後最初に招集される議会において選挙する
監査委員	失職	不在 (職務執行者が選任することはできない)	3人又は2人			新市長が議会の同意を得て新たに選任
農業委員	農業委員会については、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」による。					
固定資産評価審査委員	失職	選任する	3人以上	職務執行者が旧委員のうちから任命 新市長が旧委員のうちから任命	新市長が選挙されるまでの間 新委員が選任されるまでの間	新市長が議会の同意を得て新たに選任

## 4. その他付属機関の委員等

審議会、委員会等の付属機関の委員及びその他の特別職の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。なお、報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考とする。